府　令

○内閣府令第三号

大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）及び大規模地震対策特別措置法施行令（昭和五十三年政令第三百八十五号）第七条第一項、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十四年法律第九十二号）及び南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十五年政令第三百二十四号）第六条並びに日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十六年法律第二十七号）及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十七年政令第二百八十二号）第六条の規定に基づき、大規模地震対策特別措置法施行規則等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和三年二月一日

内閣総理大臣　菅　　義偉

大規模地震対策特別措置法施行規則等の一部を改正する内閣府令

（大規模地震対策特別措置法施行規則の一部改正）

第一条　大規模地震対策特別措置法施行規則（昭和五十四年総理府令第三十八号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号から別記様式第三号までの様式中「㊞」を削る。

（南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行規則の一部改正）

第二条　南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行規則（平成十五年内閣府令第七十六号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号から別記様式第三号までの様式中「㊞」を削り、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行規則の一部改正）

第三条　日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行規則（平成十七年内閣府令第九十二号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号から別記様式第三号までの様式中「㊞」を削る。

附　則

（施行期日）

1　この府令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この府令の施行の際現にあるこの府令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この府令による改正後の様式によるものとみなす。

3　この府令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○内閣府令第四号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第百十九条第四項及び同条第五項の規定に基づき、金融商品取引所等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和三年二月一日

内閣総理大臣　菅　　義偉

金融商品取引所等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

金融商品取引所等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した号を加える。

改正後	改正前
（取引証拠金の預託方法） **第六十四条**　法第百十九条第一項の規定に基づき取次者、委託者又は申込者から取引証拠金の預託を受ける金融商品取引所（その開設する取引所金融商品市場における市場デリバティブ取引（法第百十九条に規定する市場デリバティブ取引をいう。以下この条並びに第六十八条第一項第三号及び第二項において同じ。）の全部又は一部に関し、他の金融商品取引清算機関に金融商品債務引受業を行わせる旨を定款又は業務規程で定めた場合にあっては、当該市場デリバティブ取引について金融商品債務引受業を行う金融商品取引清算機関。以下この条から第六十九条までにおいて同じ。）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者を代理人として当該取引証拠金の預託を受けなければならない。 ［一～四　略］ 2　［略］ （金融商品取引所における取引証拠金の分別管理） **第六十七条**　［略］ 2　［略］ 3　法第百十九条第四項の規定に基づき代用有価証券等（同条第五項の規定により取引証拠金に充てられる有価証券（以下この項において「代用有価証券」という。）及び次条第一項に定めるものをいう。以下この項において同じ。）を管理する金融商品取引所は、次の各号に掲げる代用有価証券等の区分に応じ、当該各号に定める方法により、当該代用有価証券等を管理しなければならない。 ［一～四　略］ 五　次条第一項第三号に掲げるもの　次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める方法 イ　次条第一項第三号の権利を行使する際に必要となる当該権利を証する書類その他の書類がある場合　当該書類を有価証券とみなして第一号イからニまでに掲げる有価証券の区分に応じて管理する方法	（取引証拠金の預託方法） **第六十四条**　法第百十九条第一項の規定に基づき取次者、委託者又は申込者から取引証拠金の預託を受ける金融商品取引所（その開設する取引所金融商品市場における市場デリバティブ取引（法第百十九条に規定する市場デリバティブ取引をいう。以下この条及び第六十八条第二項において同じ。）の全部又は一部に関し、他の金融商品取引清算機関に金融商品債務引受業を行わせる旨を定款又は業務規程で定めた場合にあっては、当該市場デリバティブ取引について金融商品債務引受業を行う金融商品取引清算機関。以下この条から第六十九条までにおいて同じ。）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者を代理人として当該取引証拠金の預託を受けなければならない。 ［一～四　同上］ 2　［同上］ （金融商品取引所における取引証拠金の分別管理） **第六十七条**　［同上］ 2　［同上］ 3　［同上］ ［一～四　同上］ ［号を加える。］